

「CDM 理事会 Q&A セッション」傍聴報告

2012年11月27日

一般社団法人海外環境協力センター (OECC)

本傍聴報告は、2012年11月26日～12月7日にカタール・ドーハで開催された国連気候変動枠組条約第18回締約国会議 (COP18) において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル : CDM 理事会 Q&A セッション (CDM Executive Board: question and answer session)
- 日時 : 2012年11月27日 (火) 13:15～14:45
- 主催 : CDM 理事会、UNFCCC 事務局
- 会場 : Press Conference Room 2 (Qatar National Convention Centre)
- プレゼンター : Maosheng Duan (CDM 理事会議長)、Martin Hession (CDM 理事会副議長)、Hugh Sealy (CDM 理事会理事)、Peer Stiansen (CDM 理事会代理理事)、Eduardo Calvo (CDM 理事会代理理事)、Natalie Kushko (CDM 理事会代理理事)

■ 概要

冒頭、CDM 理事会の Maosheng Duan 議長より、今年の CDM の進捗状況について以下の通り報告がなされた。

1. CDM 登録件数・CER 発行数の推移

- これまでに 81 カ国において 5,100 件以上のプロジェクトが登録されており、発行された CER の数は 10 億トンを超えている。
- CDM への投資額は 2012 年末までに総額 2,150 億米ドルへ達する見込み。投資国による出資額は 220 億～430 億米ドルに達し、そのうち、36 億米ドルが実際に CER クレジットとして償還されるなど、技術移転や再生可能エネルギー普及の促進、グリーン成長戦略の推進等にも貢献している。

2. CMP7 での要請に関する進捗状況

1) 効率性及び明確性の改善

- 標準化ベースライン実施の枠組みを完成させた。
- 方法論登録に係る手続きを強化した。
- プロジェクト承認の機能を高め、手続きの迅速化を図った。
- 年内の駆け込み申請に対しては人員増強を図り対応を行っている。

2) 環境十全性の確保

- ガイダンスの改善：投資基準、コモンプラクティス、初めてのケース(First-of-its-kind) など
- 標準化ベースライン作成に使用するデータの質に係る基準を承認した。
- 産業ガス方法論の改定を行った。
- ACM0013（超臨界石炭火力）の改定を行った。

3) 地理的偏在の改善と持続可能な開発

- PoA ルールの見直しと基準の改定を行った。（登録されている 49 件の PoA のうち、5 分の 1 はアフリカ地域でのプロジェクトとなっている）
- マイクロスケールプロジェクトの追加性免除の拡大を行った。
- 「抑制された需要」に係るガイドラインの改定を行った。
- 地域間での協調体制を強化した。
- CDM 融資スキームを開始した。
- 26 件の新たな方法論が登録された。
- 小規模再生可能エネルギー技術のポジティブリストを拡大した。
- 持続可能な開発のコベネフィットの自主的实施を提示するツールを承認した。

4) プロジェクト関係者の参加の強化

- 指定国家機関（DNA）ヘルプデスクを設置した。
- プロジェクト参加者へのヘルプデスクを設置した。
- 利害関係者に向けた理事会承認に必要な作業項目の概要の提供を行った。
- 各種研修イベントの実施：PoA 実施に係る DNA 研修、第 13 回 DNA フォーラム等
- 重要性（Materiality）の決定判断のためのガイドライン作成を推進するため、指定運営組織（DOE）と事務局間の交流を強化した。

5) CDM の将来への適合性

- CDM 政策対話を 2011 年に設置し、今後の CDM 改善のために必要な検証・評価を行った。
- CDM 政策対話では CDM の影響評価、ガバナンス、将来の展望の 3 つの研究課題を掲げ、利害関係者との対話及び提言書の提出を行った。
- CDM は京都議定書第二約束期間も継続することが決まっており、CMP では CDM の重要性が繰り返し強調された。
- CDM は成熟した市場メカニズムであり、他の市場メカニズムとの融合等の更なる機能の拡大も可能である。

3. CDM の課題

- 削減需要の後退が CER 価格の下落を招いており、プロジェクト開発への動機の欠如へと繋がっている。

4. CMP8 において決定されるべき事項

- 明確かつ野心的な削減目標を設定すること。
- CDM の価値を明確にし、今後の気候変動枠組み体制においてどのように活用されるべきかを明らかにすること。

■ 質疑応答

Q. (チューリッヒ大学) 2013 年～2014 年の CDM 管理計画について、プロジェクト登録件数や需要の減少に関する対策が盛り込まれているのか、また人員増強される作業項目は何か教えてほしい。また、理事会と方法論パネル (MP) 間で同じ方法論に関する審査が続いている問題をどのように考えているか。最後に、先週開催された第 70 回 CDM 理事会 (EB70) では PoA の PDD を作成するためのガイドラインに関する議論が行われたが、まだ手続きに関して明確でないため今後の議論への見解を聞かせてほしい。

Q. (Project Development Forum) CDM は現在まで確実に前進をしていると思うが、未だ幾つかの問題が残されている。特にプロジェクト登録手続きの非効率性に関しては、更なる改善が必要であると感じているが、それに関する見解を聞かせてほしい。

A. (Maosheng Duan 議長) PoA の PDD 作成の手続きに関する問題は我々も認識している。しかし、現在の所我々もまだ適切な方法を見出しておらず、DOE からの提案も常に受け付けている。来年の 1 月に次の CDM 理事会 (EB71) が開催される予定となっており、そこで効率性の問題に関しても話し合われる予定である。

A. (Hugh Sealy CDM 理事会理事) 先週の CDM 理事会では方法論に関する議論が行われたが、提出されたベースライン方法論は、MP に回されており、現段階では見解を述べる事が出来ない。

A. (Martin Hession CDM 理事会副議長) PoA のガイドラインに関しては現在事務局で作業を行っているところであり、明確化されていない部分に関しては検討を行う予定である。

Q. (Fernando 氏, ブラジル) CDM が継続するために私たちが出来ることはあるか。また今後の展望に関して教えてほしい。

Q. (Carbon Market Watch) CDM 政策対話において、大規模インフラプロジェクトでは追加性の証明が難しいものが多く存在するという研究結果が出ているにも関わらず、CDM 理事会では追加性証明に関するルールを厳格化を図っていないが、その理由はなぜか。

Q. (Cofegore 氏, トーゴ) アフリカ地域では DNA を対象としたキャパシティ・ビルディングが実施されているが、この取り組みは今後も続いていくのか。また、世界銀行によっ

て新しい CDM プロジェクト承認手続きの簡略化に対する提案がなされているが、これに関してどう考えているか。

A. (Duan 議長) 追加性証明の正当性に関しては、これまで CDM 理事会ではガイドラインの見直し等、多くの改善策を図ってきたと考えている。CDM 政策対話のレポートにおける指摘のような研究結果については、CDM 理事会が検討を行うべき多くの意見の一部にしか過ぎず、すべての利害関係者の意見を総括して最終的な決定を行うつもりである。

A. (Hession 副議長) 今後の展望及び CMP8 での検討課題に関しては、冒頭のプレゼンテーションで発表した通りだが、長期的な第一の課題は CDM や CERs に対する需要の拡大である。追加性証明に関する CDM 政策対話の提案そのものは、方法論に関する改善が必要であるという内容である。CDM 政策対話での議論は公開されているので、きちんと情報を追ってほしい。

A. (Peer Stiansen CDM 理事会代理理事) アフリカにおいて CDM の需要がある限り、キャパシティ・ビルディングも継続され、プロジェクトの実施から直接学べることも多いだろう。CDM プロジェクト承認手続きの簡略化に関しては、現在 CDM 理事会でも議論を行っており、小規模プロジェクトに関する手続きの一部省略化も提案されている。現在プロジェクト登録数の増加に伴い、事務局はこれまで以上に効率的な運営が求められており、常に改善の試みを行っていることをどうか理解して欲しい。2013 年～2014 年の具体的な取り組みは未だ不透明だが、臨機応変に対応を行っていきたいと考えている。

A. (Sealy 理事) 追加性証明に関しては多数の利害関係者の意見を整理し、CDM 理事会としてバランスの取れた見解を示していると考えている。また、プロジェクト登録手続きの効率化に関しては、今年事務局は過去最高である 5,000 件以上の登録を行っており、効率改善の努力は明確に数字に表れている。

Q. (Carbon Market Watch) EB70 では持続可能な開発のコベネフィットを提示するツールを承認したが、これは自主的なものでプロジェクト実施者に義務は課されていない。この場合、実際の効果は見込めずプロジェクト実施者の PR として使われるに過ぎないのではないかと考えるが見解を聞かせてほしい。

Q. (DOE・AE フォーラム) CDM 政策対話では様々な影響評価を行っているとのことだが、DOE としては特にコスト面において今後どのような影響が考えられ、検討が行われているのかを知りたい。

Q. (チューリッヒ大学) 標準化ベースラインに関してどのような決定がなされたのか教えてほしい。

A. (Duan 議長) コベネフィットに関するツールはあくまで自主的なものであり、CDM 理事会としてはそれぞれの国において持続的な開発に関する最終的な意思決定を行うべきであると考えている。

A. (Stiansen 代理理事) EB70 では標準化ベースラインに関する多くの議論を行ったが、

未だ議論の途中であり最終的な決定はなされていない。初めての試みであり、慎重に決定を下す必要があると考えている。

A. (Eduardo Calvo CDM 理事会代理理事) 持続可能な開発に関しては、京都議定書においてそれぞれの国において取り組みを進めることが記載されている。コベネフィットに関するツールは自主的なものに止まっているのはそうした理由からである。

Q. (Carbon Market Watch) コベネフィットに関するツールが自主的な取り組みに止まっていることが妥当であるか聞いたわけではないが、CDM において今後さらに持続可能な開発を促進するメカニズムを開発していくつもりかの見解を聞きたい。

Q. (Climate Connect News) CER の価格が下がっており CDM プロジェクトの実施が難しくなっているが、申請・登録に係る手数料の引き下げの議論は行われているか。

A. (Duan 議長) コベネフィットに関するツールは大変柔軟性のあるものであり、もし将来的に実施義務を伴うツールを作成するニーズがあるとするならば、CDM 理事会で作成することも可能である。手数料引き下げに関する要請は受けているが、全体のコストから見ると大きな効果は無いと考えている。

A. (Hession 副議長) 持続可能な開発に関して、CDM 理事会では環境・社会的な配慮を行っているが、最終的にはそれぞれの地域の開発・行政主体が責任を負うものであり、CDM 理事会の権限範囲を超えていると考えている。

以上

(報告者：OECC 金子絵美)

COP18 サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版：http://www.mmechanisms.org/relation/details_oecc_COP18report.html

英語版：http://www.mmechanisms.org/e/relation/details_oecc_COP18report.html